

社会総ぐるみによる人づくりの「合言葉」

「育もう 地域の愛で 子どもの未来」～ 大人が子どもの手本となり、みんなで人間力を高めます ～

☆いじめの防止・早期解決に向けて☆

今月は「いじめゼロ強調月間」です。学校では、年間を通して、学級や学年でハートフル活動を展開するとともに、学校生活に関するアンケートや教育相談を定期的に行い、いじめの防止、早期発見、早期解決に努めているところです。

本日は、下記の事例を基にいじめ問題への対応を考えていきたいと思います。

ある学級では、国語の授業中、子供たちが順番に音読をしています。Aさんの番になりました。Aさんは小さな声で音読を始めました。すると斜め前の席のBさんが、「もう少し大きな声を出さないとみんなに聞こえないよ。」と周囲にも聞こえるくらいの大きさを掛けてきました。Aさんはますます小声になり「みんなの前で恥をかかされた。Bさんにいじめられた。」と授業後に先生に苦痛を訴えてきました。

「え、これはいじめなの？」と思うかもしれません。しかし、「いじめ防止対策推進法」の定義に基づいて考えると、Aさんが苦痛を感じているのであれば「いじめ」に該当します。でも、Bさんは、学級全体のことを考えてAさんに助言したのです。Aさんをいじめようとしたわけではありません。むしろ好意をもって接していたのかもしれません。

さて、このような場合、先生はどう対応するのでしょうか。対応としては次のようなことが考えられると思うのです。まず、先生は、関係する児童から思いや考えを聞き取ります。そして、互いの気持ちを踏まえた上で、考えや気持ちを伝え合う場を設け、互いに受け入れられる部分や共感できる部分をさぐり、必要に応じて子供たちの考えの選択肢を増やせるように話していきます。また、継続してAさんを励まし、努力を称賛するなどして支え、一方でBさんには、考えを認めた上で、「親切心から生まれた行為でも個人や状況によっては相手を傷つけることもある」ことを諭し、Aさんへの接し方を一緒に考えていきます。

暴力や悪口、からかい、冷やかし、仲間はずれ、無視、物かくし等、相手に対する攻撃や意図的に疎外感を味わわせる行為は、いかなる状況下でも許されない行為「いじめ」であるとして一人一人がしっかりと認識していかなくてはなりません。学校では、そのことを教える義務があります。そして、行為を与える側とともに、行為を受ける側にも焦点を当てて注意深く様子を観察していきます。児童の心情の変化をスタートにして指導、支援していくことが、トラブルを未然に防ぎ、いじめにつながる芽を潰すことになると考えられます。

このように考えていくと、大切なことは、いじめであるかどうかを判断することではなく、「小さなことでもいじめにつながる危険性がある」という意識をより高くもち、速やかに指導の手を入れ、時には見守り、支援を継続しながら成長を促していくことにあることが分かります。そして、そのためには、担任だけではなく周囲の教職員、保護者、地域の方等、複数の大人の連携した支えが必要となります。ご家庭でのお子さんの様子で気になることがありましたら、いつでも学校にご相談ください。

【いじめの定義】 いじめ防止対策推進法第2条第1項より

いじめとは、「児童生徒に対して行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。